

総社市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則及び総社市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月 2 9 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 2 7 号

総社市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則及び総社市税条例施行規則の一部を改正する規則

(総社市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 総社市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成 2 9 年総社市規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>総社市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>総社市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>（平成 2 9 年総社市条例第 1 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>総社市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>総社市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成 2 9 年総社市条例第 1 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

(総社市税条例施行規則の一部改正)

第 2 条 総社市税条例施行規則（平成 1 7 年総社市規則第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(電子申告等)</p> <p>第 4 条の 2 市長は、市税の申告等のうち適当と認めるものについて、<u>情報</u></p>	<p>(電子申告等)</p> <p>第 4 条の 2 市長は、市税の申告等のうち適当と認めるものについて、<u>行政</u></p>

改正後	改正前
<p><u>通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第6条第1項</u>に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる。</p> <p>2 略</p>	<p><u>手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第3条第1項</u>に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。